

三重県景観計画における眺望景観保全制度に関する研究

- 伊勢志摩地域をケーススタディとして -

A Study on the View Preservation System of Mie Prefecture Landscape Planning

- A Case Study of Ise-shima Area -

浅野聡¹⁾
ASANO Satoshi

森川成²⁾
MORIKAWA Naruo

後藤慎一²⁾
GOTO Shinichi

東條雄太¹⁾
TOJO Yuta

嶋津将徳¹⁾
SHIMAZU Masanori

森山貴行¹⁾
MORIYAMA Takayuki

1. はじめに

景観には、山脈や海等の自然的景観、歴史的まち並みや集落等の歴史・文化的景観、市街地等の社会・経済的景観が存在する。しかし、利便性・経済性優先の開発等により、これらの景観を眺め見る眺望景観が阻害されてきた。これは、地域の眺望景観保全制度が確立されていなかったことが原因の1つとして考えられる。

平成16年に我が国初の景観分野における総合的な法律である「景観法」が制定・施行され、これにより広域的かつ総合的な景観まちづくりが可能となった。景観に対する関心が高まる中、近年、各地で眺望景観保全に取り組む自治体が増えてきている。

三重県においても、2008年に景観法に基づく「三重県景観計画」が策定され、良好な景観づくりに関する方針、県の推進方策として眺望景観の保全・創出を掲げているが、眺望景観保全制度は不在であり、その制定が求められている。

本研究では、全国の眺望景観保全制度の運用動向、先進事例における眺望景観保全制度の現状を把握した上で、三重県景観計画における眺望景観保全制度を提案し、伊勢志摩国立公園を対象としてケーススタディを行うことを目的とする。

2. 43自治体155箇所における眺望景観保全制度の類型化

2-1 調査対象とする眺望景観保全制度の選定

調査対象とする眺望景観保全制度は以下の手順で選定する。

①国土交通省HPに掲載されている「景観計画の策定状況（平成22年8月1日時点）」より、景観計画を策定している自治体における景観計画、景観条例、ガイドライン等のダウンロード及び資料請求を行う。（245自治体）

②景観計画、景観条例、ガイドライン等の内容の確認を行い、眺望景観保全制度（視対象、視点場、眺望景観区域、眺望景観保全基準、の総称）が位置付けられている自治体を選定する。（43自治体155箇所）

なお、視対象、視点場の位置が曖昧である場合、眺望景観区域が市全域や県全域である場合は調査対象外とした。

2-2 眺望景観及び保全制度の類型化

眺望景観保全制度を、「眺望景観」と「保全制度」に大別し類型化を行う。

(1) 眺望景観

眺望景観の類型化は、①視対象の細分類、②視点場の細分類の組み合わせより行う。

①視対象の細分類

視対象は2つに細分類することができる。（表1）

表1 視対象の細分類

視対象の細分類	定義
ランドマーク	視対象の輪郭が明確である
パノラマ	視対象への視野に広がりがある

②視点場の細分類

視点場は3つに細分類することができる。（表2）

表2 視点場の細分類

視点場の細分類	定義
点	視点場が公園の敷地内の一点等、点状である
線	視点場が道路上の一定区間等、線状である
面	視点場が公園内等、面状である

以上の組み合わせにより、眺望景観を6つに類型化することができる。（図1）

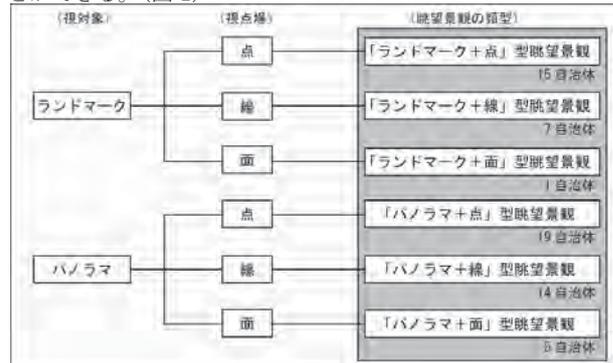


図1 眺望景観の類型

(2) 保全制度

保全制度の類型は、①眺望景観区域の細分類、②眺望景観保全基準の細分類の組み合わせにより行う。

①眺望景観区域の細分類

眺望景観区域は5つに細分類することができる。（表3）

表3 眺望景観区域の細分類

眺望景観区域の細分類	定義
基準点指定	視点場と基準点を結ぶ範囲内を眺望景観区域として設定
一定角度指定	視点場から一定角度の区域内を眺望景観区域として設定
全方位指定	視点場から全方位(360°)を眺望景観区域として設定
沿道指定	視点場もしくは視対象の中心軸から一定距離内を眺望景観区域として設定
土地利用指定	用途地域等により指定する範囲を眺望景観区域として設定

②眺望景観保全基準の細分類

眺望景観保全基準は4つに細分類することができる。（表4）

1) 三重大学大学院工学研究科 Graduate School, Faculty of Eng., Mie Univ.

2) 三重県県土整備部景観まちづくり室 Scenic Development Office, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government

表4 眺望景観保全基準の細分類

眺望景観保全基準の細分類		定義
高さ	定量高さ	標高高さ 最高高さ
	定性高さ	標高による高さ基準 最高高さによる高さ基準
		定性的な表現による高さ基準
高さ以外	形態や色彩等の基準	

以上の組み合わせにより、保全制度を理論上 20 つに類型化することができる。なお、今回の調査では 14 類型が見受けられた。(図 2)



2-3 眺望景観と保全制度の関係性

眺望景観と保全制度の対応関係は 2 つに分類でき(表 5)、以上を踏まえて、眺望景観と保全制度の組み合わせは 33 通りに類型することができる。(表 6)

表5 眺望景観と保全制度の対応関係

対応関係	定義
「1対1」対応	1つの眺望景観区域で、1つの眺望景観(1組の視対象・視点場)に対応する関係
「複数対1」対応	1つの眺望景観区域で、複数の眺望景観(複数組の視対象・視点場)に対応する関係

表6 各眺望景観と保全制度の組み合わせ

眺望景観の類型	組み合わせ	保全制度の類型	該当自治体数
「ランドマーク+点」型眺望景観	「1対1」対応	基準点指定+標高高さ規制型	5自治体
		基準点指定+最高高さ規制型	3自治体
		基準点指定+標高高さ規制型	2自治体
		沿道指定+最高高さ規制型	3自治体
		沿道指定+定性高さ規制型	1自治体
「ランドマーク+線」型眺望景観	「1対1」対応	土地利用指定+最高高さ規制型	1自治体
		土地利用指定+定性高さ規制型	1自治体
		基準点指定+標高高さ規制型	1自治体
		全方位指定+形態・色彩規制型	1自治体
		全方位指定+定性高さ規制型	1自治体
「ランドマーク+面」型眺望景観	「1対1」対応	基準点指定+標高高さ規制型	2自治体
		基準点指定+定性高さ規制型	1自治体
		基準点指定+形態・色彩規制型	1自治体
		一定角度指定+最高高さ規制型	1自治体
		一定角度指定+形態・色彩規制型	1自治体
「パノラマ+点」型眺望景観	「1対1」対応	全方位指定+最高高さ規制型	1自治体
		全方位指定+定性高さ規制型	1自治体
		沿道指定+定性高さ規制型	1自治体
		土地利用指定+最高高さ規制型	2自治体
		土地利用指定+定性高さ規制型	5自治体
「パノラマ+線」型眺望景観	「1対1」対応	沿道指定+最高高さ規制型	1自治体
		沿道指定+定性高さ規制型	6自治体
		沿道指定+形態・色彩規制型	2自治体
		土地利用指定+定性高さ規制型	4自治体
		土地利用指定+最高高さ規制型	2自治体
「パノラマ+面」型眺望景観	「1対1」対応	土地利用指定+最高高さ規制型	2自治体
		土地利用指定+定性高さ規制型	3自治体
		土地利用指定+最高高さ規制型	2自治体
		土地利用指定+最高高さ規制型	3自治体
		全方位指定+定性高さ規制型	3自治体

2-4 眺望景観の類型に着目した各組み合わせの考察

眺望景観は視点場の細分類が「点」の場合を基本とするため、以下、眺望景観の類型が「ランドマーク+点」及び「パノラマ+点」の場合における眺望景観と保全制度の関係について考察を行う。

(1) 眺望景観の類型が「ランドマーク+点」の場合

保全制度の類型として「基準点指定+標高高さ規制型」及び「基準点指定+最高高さ型」のみが見受けられた。これは視対象の輪郭が明確であり基準点を設定しやすいために「基準点指定」の眺望景観区域を用いていると考えられる。また、標高高さ規制や最高高さ規制等の定量的高さ規制を用いる理由としては、「基準点指定」では眺望景観区域を必要最小限に抑えることができ定量高さ規制を行うための合意形成が得られやすいためであると考えられる。

(2) 眺望景観の類型が「パノラマ+点」の場合

保全制度の類型として様々な類型が見受けられ、特に偏りはないといえる。これは視対象への視野に広がりがあるため、眺望景観区域を決定することが難しく、自治体毎に様々な対応をしていると考えられる。また、眺望景観保全基準に着目すると定性的高さ規制が多く用いられており、これは眺望景観区域が広くなり定量高さ規制を行うための合意形成が得られにくいためであると考えられる。

以上のように、眺望景観の類型が「ランドマーク+点」の場合と「パノラマ+点」の場合で保全制度の傾向に違いが見られた。また、高さに関する基準を用いる事例が多いことから、眺望景観保全においては建築物等の高さを規制することが重要であると考えられ、特に標高高さ規制は地盤面の形態や変化に影響を受けないため最も適切であると考えられる。

3. 標高高さ規制により眺望景観保全に取り組む 8 自治体における眺望景観保全制度の調査分析

3-1 調査の概要

第2章の分析結果をもとに、標高高さ規制により眺望景観保全に取り組む自治体の現状を把握することを目的として、標高高さ規制により眺望景観保全に取り組む 8 自治体を対象にアンケート調査を行った。(表 7) 続いて、横須賀市はいち早く標高高さ規制を用いた先進事例として、大津市は標高高さ規制と同時に形態・色彩規制を行う先進事例として、特に参考になると考えられたため、アンケート調査に追加して現地調査(フィールド調査及びヒアリング調査)を行った。

(表 8)

表7 アンケート調査対象自治体及び調査日程

アンケート調査対象自治体	回答者	調査日程
盛岡市	盛岡市都市整備部景観政策推進事務局	平成22年11月1日~12日
横須賀市	横須賀市都市部市街地整備課	平成22年11月1日~6日
京都市	京都市都市計画局都市景観部景観政策課	平成22年11月1日~15日
大津市	大津市都市計画部都市景観課	平成22年11月1日~19日
神戸市	神戸市都市計画総局計画部まちのデザイン室	平成22年11月1日~12日
熊本市	熊本市都市建設局都市整備部開発景観課	平成22年12月14日~20日
富嶺市	富嶺市都市整備部景観課	平成22年11月1日~12日
鹿児島市	鹿児島市都市計画部都市景観課	平成22年11月1日~14日

表8 ヒアリング調査対象自治体及び調査日程

現地調査対象自治体	ヒアリング調査の回答者	ヒアリング調査の場所	調査日程
横須賀市	横須賀市都市部市街地整備課	横須賀市役所	平成22年11月16日
大津市	大津市都市計画部都市景観課	大津市役所	平成22年11月25日



写真1 ヒアリング調査の様子(横須賀市)

写真2 ヒアリング調査の様子(大津市)

3-2 調査の結果

以上の調査を踏まえて、8自治体における眺望景観保全制度の現状を明らかにした。以下、横須賀市及び大津市を例に眺望景観保全制度の現状をまとめる。(表9)

3-3 8自治体における眺望景観保全制度の特徴の比較

視点場の選定方法、保全制度、景観計画への適合の確認方法の3点に着目し、8自治体における眺望景観保全制度の特徴を整理する。

(1) 視対象・視点場の選定方法

8自治体における視点場の選定方法は、市民意見の有無で2つに分類することができる。この内、「市民意見・基準選定型」は、市民意見を反映させることができる視対象・視点場の選定方法であるといえる。(表10)

表10 視対象・視点場の選定方法の分類

分類	定義	該当自治体
市民意見・基準選定型	各自治体のHP上や広報などから視点場選定のための市民意見の募集を行い、その中から歴史性や公共性、緊急性などの高い場所を視点場に選定する方法。	大津市、神戸市
基準選定型	特に視点場選定のための市民意見の募集などは行わず、歴史性や公共性、緊急性などの高い場所から視点場を選定する方法。	盛岡市、横須賀市、京都市、熊本市、宮崎市、鹿児島市

表9 横須賀市及び大津市における眺望景観保全制度の特徴

		横須賀市	大津市
眺望景観保全制度	視対象・視点場の選定方法	上位計画に眺望景観形成エリアとして示されている9箇所の内、民間事業者の開発の恐れが高い場所等、緊急度や利用度を調査し、順次整備。 東京湾に浮かぶ猿島。	1.自然や歴史に根ざした景観、2.アンケート等で市民に支持された景観、3.不特定多数が利用できる場所、4.高さ誘導が必要となる商業系地域。
	視対象		琵琶湖の水面や背後の比良の山並み等の自然景観と、琵琶湖に面する堅田の歴史的まち並み景観。
	視点場	中央公園の中でも最も標高が高い位置。 視点場の整備状況としては、視点場の位置にプレートが埋め込まれているが、現状では市民にあまり認知されていない。	浮御堂の陸側両端。 視点場の位置にプレート等は埋め込まれていない。
	眺望景観区域	視点場から猿島を中心に見た時に左右60°の人の視野(ギブソン説)を考慮し、左右60°の線上付近で民間の開発の可能性がない公共用地である岸壁の角地を基準点とし、視点場と基準点2点を結んだ範囲内。	概ね用途地域における商業地域を模る範囲内。
	眺望景観保全基準	視点場と、東京湾平均海面と猿島の裾野が接する点を結ぶように基準線を設定し、その基準線を超えないように標高高さの最高限度。 	右表の通り、高さ・形態・色彩に関する基準。
	景観計画への適合の確認方法	平面図や立面図等の基本図面の他に、周囲の状況が分かるパースや合成写真等の景観シミュレーション図の提出を義務付ける。	平面図や立面図等の基本図面の他に、周囲の状況が分かるパースや合成写真等の景観シミュレーション図の提出を義務付ける。
	関連法制度の併用状況	高度地区により眺望景観区域内の建築物等の高さは抑えられる仕組みになっており、高度地区の適用緩和が行われた場合に眺望を保全することを目的としている。	現時点では関連法制度の併用は行っていないが、今後眺望景観保全範囲内に絶対高さ規制である高度地区指定を行う予定である。

(2) 保全制度

8自治体における保全制度は、第2章の分析を基に7つに分類できるが、その内、標高高さ規制を用いた保全制度は、関連法制度との整合性の図りやすさから以下の2つに分類できる。この内、「基準点指定+標高高さ規制型」は、高度地区や風致地区等の指定件数が少なく面的な高さ規制が殆ど行われていない都市に適しているといえる。(表11)

表11 保全制度と関連法制度の関係

分類	関連法制度との関係	該当自治体
基準点指定+標高規制型	高度地区や風致地区などの指定の有無に関わらず設定しやすい保全制度であると考えられる。	盛岡市、横須賀市、京都市、神戸市、宮崎市、鹿児島市
土地利用指定+標高規制型	高度地区などの指定と整合を図りやすく、高度地区などの地区指定されることが多い中核市以上の自治体に適している保全制度と考えられる。	大津市、熊本市

(3) 景観計画への適合の確認方法

8自治体における景観計画への適合の確認方法は、パースや合成写真等の図面による確認、断面図による確認、算定式による建築最高高さの確認、の3つに分類することができる。この内、「眺望断面図確認型」は、高さに関する基準を最も明確に確認することができる方法であるといえる。(表12)

表12 景観計画への適合の分類

分類	定義	該当自治体
景観シミュレーション図確認型	景観計画に基づく届け出時に、周囲の状況を含む着色パースやフォトモンタージュなどの提出を要求している確認方法。	横須賀市、大津市、熊本市(①または③)
眺望断面図確認型	景観計画に基づく届け出時に、視対象と視点場と設計地盤面の3点を通る断面図の提出を要求している確認方法。	京都市
算定式による高さ限度確認型	景観計画に基づく届け出時に、算定式により計算された標高高さ規制値と設計地盤面の標高差から、建築物の高さ限度を確認している確認方法。	盛岡市、神戸市、熊本市(①または③)、宮崎市、鹿児島市

4. 三重県景観計画における眺望景観保全制度の提案

4-1 眺望景観保全制度の提案

これまでの調査分析より、三重県景観計画における眺望景観保全制度を提案する。

(1) 視対象・視点場の選定方法の提案

資料文献等調査及び現地調査を行い、市民に広く公開すべき視対象・視点場を「主要な視対象・視点場（STEP1）」に、「主要な視対象・視点場」の中でも眺望景観の保全や創出につながるよう取り組むべき視対象・視点場を「誇れる視対象・視点場（STEP2）」に選定する。

①主要な視対象・視点場の選定（STEP1）

選定基準を定め、全7項目中6項目以上を満たす視対象・視点場を「主要な視対象・視点場」として選定する。

②誇れる視対象・視点場の選定（STEP2）

選定基準を定め、合計19点中15点以上の得点が得られる視対象・視点場を「誇れる視対象・視点場」として選定する。

(2) 保全制度の提案

視対象が「ランドマーク」である場合と視対象が「パノラマ」である場合に分け保全制度を提案する。

i) 「ランドマーク型」眺望景観保全制度

①視対象・視点場の詳細決定（STEP1）

視対象の詳細決定としては、ランドマークとなる視対象の特徴を表す部分の最大幅と同等の距離に左右それぞれに基準点の座標を、また特徴を表す部分の下端に基準点の座標を決定する。

視点場の詳細決定としては、視対象と関係が深い場所が存在する場合はその正面から1mの座標とし、そうでない場合でも角地や中心点を特定しやすい場合は角地や中心点を利用して座標を決定する。

②眺望景観保全区域及び基準の決定（STEP2）

「STEP1」で決定した視点場と基準点の3点を結ぶ範囲を「標高面」とし、「標高面」を地面に水平投射した範囲を眺望景観保全区域とする。眺望景観保全区域においては、建築物等が「標高面」を超えないよう高さの基準を定める。

③近景保全区域及び基準の決定（STEP3）

視点場から基準点への垂直二等分線から左右30°ずつ、半径500m未満の範囲を近景保全区域とする。近景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等の基準を定める。

④中景保全区域及び基準の決定（STEP4）

視点場から基準点への垂直二等分線から左右30°ずつ、半径500m以上3300m未満の範囲を中景保全区域とする。中景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう色彩の基準を定める。

ii) 「パノラマ型」眺望景観保全制度

①視対象・視点場の詳細決定（STEP1）

視対象の詳細決定としては、視点場から見渡せる範囲を含むように、また開発の可能性がない公共用地に基準点の座標を決定する。

視点場の詳細決定としては、「ランドマーク型」眺望景観保全制度の場合と同様とする。

②近景保全区域及び基準の決定（STEP2）

「STEP1」で決定した視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m未満の範囲を近景保全区域とする。近景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、形態、色彩等の基準を定める。

③中景保全区域及び基準の決定（STEP3）

視点場と基準点を通る線に挟まれた範囲内の半径500m以上3300m未満の範囲を中景保全区域とする。中景保全区域においては、視点場から視認される建築物等が優れた眺望景観を阻害しないよう高さ、色彩等の基準を定める。

(3) 景観計画への適合の確認方法の提案

景観計画に基づく届出時に、眺望景観保全基準チェックシート及び眺望断面図を用いて景観計画への適合の確認を行う。

4-2 伊勢志摩地域におけるケーススタディ

伊勢志摩地域を対象として、前節で提案した三重県景観計画における眺望景観保全制度のケーススタディを行う。

(1) 視対象・視点場の選定

前節で提案した「視対象・視点場の選定」により、伊勢志摩地域においては、13箇所を「主要な視対象・視点場」に、7箇所を「誇れる視対象・視点場」を選定できる。

(2) 保全制度の決定

「誇れる視対象・視点場」の内、「ランドマーク」型眺望景観保全制度の例として「大王崎灯台眺望景観保全地区（灯台の見える祠）」（図3）を、「パノラマ」型眺望景観保全制度の例として「横山展望台眺望景観保全地区」（図4）を示す。

5. まとめ

本研究では、まず、国内43自治体155箇所の眺望景観保全制度を33に類型化し、視対象が「ランドマーク」の場合と「パノラマ」の場合では眺望景観保全制度の傾向に違いがあることを明らかにした。次に、標高高さ規制により眺望景観保全に取り組む自治体における眺望景観保全制度の特徴を明らかにした。以上を踏まえて、視対象・視点場の選定から保全制度の決定、景観計画への適合の確認に至るまでの一連の流れを三重県景観計画における眺望景観保全制度として提案し、伊勢志摩地域を対象としてケーススタディを行った。

今後は、三重県内の他地域においてもケーススタディを行うことが重要であると考えられる。

【謝辞】

本研究を行うにあたり、アンケート調査及び現地調査にご協力いただきました自治体の担当者の方々に記して感謝の意を申し上げます。

【参考文献】

- 1) 嶋津将徳、滝澤文樹「三重県景観計画における眺望景観保全に関する研究—伊勢志摩地域における三重県眺望景観カルテの提案—」/ 三重大学卒業論文/2010
- 2) 三重県県土整備部景観まちづくり室「三重県景観計画～「こころのふるさと三重県」の実現に向けて～」/2008
- 3) 篠原修「景観用語辞典」株式会社彰国社/1998
- 4) 樋口忠彦「景観の構造」技報堂出版株式会社/1975
- 5) 自然環境アセスメント研究会「自然環境アセスメント技術マニュアル」財団法人自然環境センター/1995

大王崎灯台眺望景観保全地区（灯台の見える祠） / 「ランドマーク型」眺望景観



【凡例】 ● 基準点

大王崎灯台への「ランドマーク型」眺望景観である。視対象となる「大王崎灯台」の特徴を表す塔屋部への眺望を確保することとし、塔屋部の下端において、その中心から左右に「大王崎灯台」の塔屋部最大幅（w）と同等の距離に左右それぞれ基準点を指定する。ただし、「大王崎灯台」は国立公園第3種特別地域内に存在し建築物等の高さの最高限度は13mと定められているため、基準点の高さ（見通しを確保する範囲の下端）は地上から13mの位置とする。

【凡例】 ● 視点場

視点場候補地周辺には、「第1回大王大賞展」金賞の作品が紹介されている案内板が存在する。「第1回大王大賞展」金賞の作品が灯台をテーマに描かれた作品であり、灯台に向かって案内板が設置されていることから、視点場としてふさわしい場であるといえる。このことから、視点場の位置は、「第1回大王大賞展」金賞作品が紹介されている案内板の正面、案内板の中心から水平距離1.0m、地盤面から高さ1.5mの位置とする。

眺望景観区域



【凡例】 ● 視点場 ● 基準点 □ 眺望景観保全区域 □ 近景保全区域 □ 中景保全区域

眺望景観保全基準

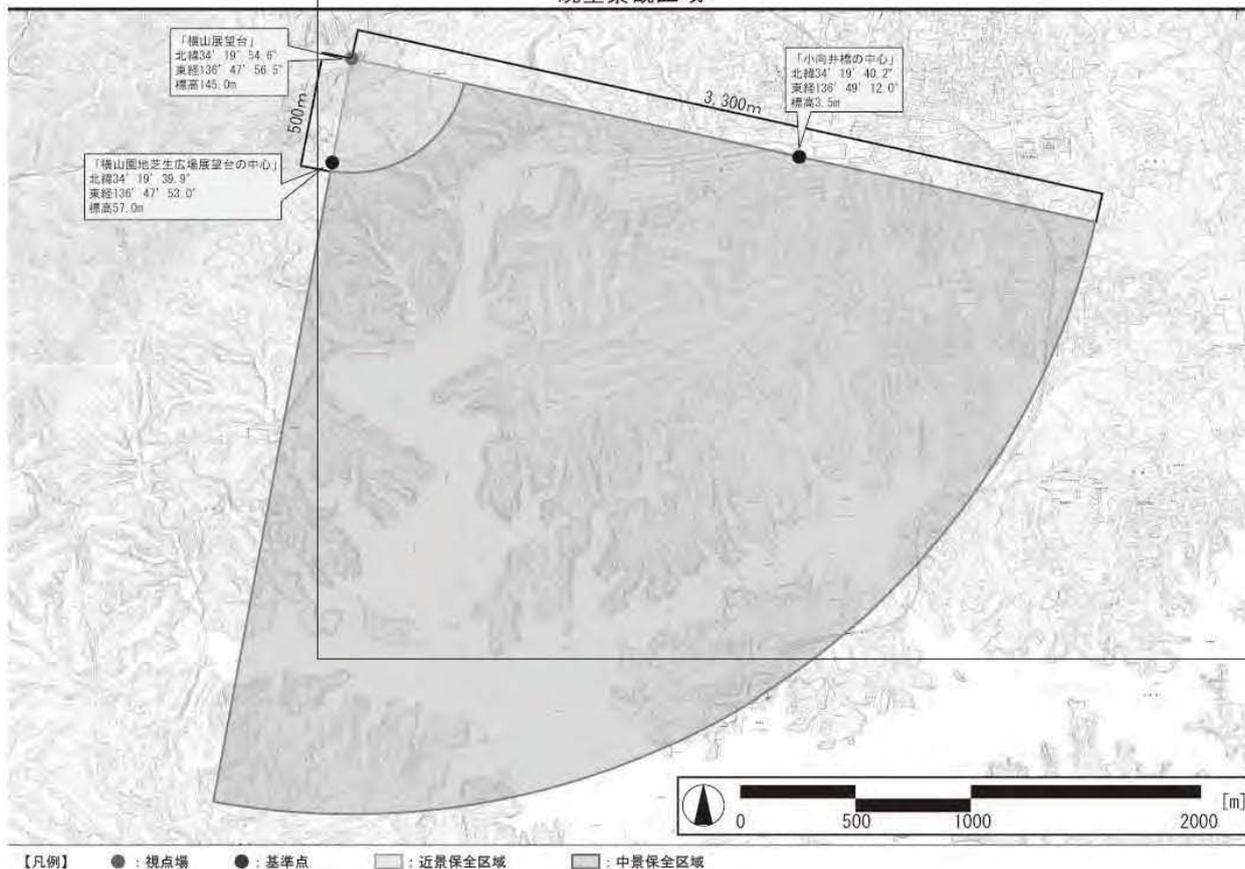
眺望景観保全区域	高さ	・建築物等の各部分は、眺望景観保全区域に規定する「標高面」を超えてはならない。ただし、眺望景観保全制度が定められた時点で、現に存する建築物又は現に工事中の建築物で、高さが「標高面」を超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とし、また「標高面」を超える部分の四方の見つけ面積の総和は、建て替え前と同程度以下にしなければならない。
近景保全区域	高さ	・高さは敷地地盤面から15m以下とする。ただし、眺望景観保全制度が定められた時点で、現に存する建築物又は現に工事中の建築物で、高さ15mを超えるものを建て替える際には、建て替え前の高さを最高限度とし、また15mを超える部分の四方の見つけ面積の総和は、建て替え前と同程度以下にしなければならない。
	形態	・屋根は勾配屋根であること。 ・塔屋を設けないこと。 ・建築物等は、「大王崎灯台」への眺望景観に配慮し、特に視点場から視認される各部については、眺望を阻害しないよう配慮すること。
	色彩 その他	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、「大王崎灯台」への良好な眺めを阻害しないよう配慮したものとすること。 ・「大王崎灯台」を核とした、自然景観及び集落景観の形成に支障となる建築設備、工作物等を設けないこと。
中景保全区域	色彩	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、「大王崎灯台」を核として、広く視界に入る自然景観との調和にも配慮したものとすること。

図3 大王崎灯台眺望景観保全地区（灯台の見える祠）

横山展望台眺望景観保全地区 / 「パノラマ型」眺望景観

視対象	視点場
 <p style="text-align: center;">横山展望台からの眺望景観</p>	 <p style="text-align: center;">視点場（横山展望台）の位置</p>
 <p style="text-align: center;">基準点（小向井橋の中心）の位置</p>	 <p style="text-align: center;">基準点（横山園地芝生広場展望台の中心）の位置</p>
<p>【凡例】 ●：基準点</p> <p>「滑島、賢島、リアス式海岸等」の自然的景観が一望できる「パノラマ型」眺望景観である。視点場から眺望できる範囲を含むよう民間の開発の可能性が無い公共用地である「小向井橋の中心」及び「横山園地芝生広場展望台の中心」に基準点を指定する。</p>	<p>【凡例】 ●：視点場</p> <p>視点場候補地周辺には、展望施設が存在する。展望施設は視対象を見渡すよう設置されており、また中心点を特定しやすいため、視点場の位置は、視対象に向かって展望施設の中心、視対象側の手すりから水平距離 1.0m、地盤面高さ 1.5m の位置とする。</p>

眺望景観区域



眺望景観保全基準

近景保全区域	高さ	・建築物等の各部分は、英虞湾に浮かぶ島々やリアス式海岸から成る緑の稜線を超えないよう配慮すること。
	形態	・屋根は勾配屋根であること。 ・塔屋を設けないこと。
	色彩	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、英虞湾に浮かぶ島々やリアス式海岸から成る自然景観への良好な眺めを阻害しないよう配慮したものとすること。
	その他	・英虞湾に浮かぶ島々やリアス式海岸から成る自然景観の形成に支障となる建築設備、工作物を設けないこと。
中景保全区域	高さ	・建築物等の各部分は、英虞湾に浮かぶ島々やリアス式海岸から成る緑の稜線を超えないよう配慮すること。
	色彩	・建築物等の色彩は、三重県景観色彩ガイドラインにおける推奨色を用いることとし、英虞湾に浮かぶ島々やリアス式海岸から成る自然景観との調和にも配慮したものとすること。

図4 横山展望台眺望景観保全地区